



第2期

庄原市スポーツ推進計画

【前期計画】



「生涯スポーツ社会の実現」に向けて



平成 29 年 3 月

庄原市教育委員会

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は、科学や情報通信技術の発展、グローバル化の進展、価値観の多様化などにより大きく変貌してきています。これからもその変化の度合いやスピードは膨らみ加速していくものと思われます。また、本市においては、人口減少や少子高齢化傾向にある現状がますます深刻な状況になることが予想されています。



こうした激しく変動する社会にあって、今こそもう一度「ふるさと庄原」の良さを引き出し、また生活に喜びや生きがい、しあわせ感を高め、さらに新たな価値の創造を行っていくことが必要です。

昨年の夏、庄原市は熱気と一体感に包まれ、感動と喜びに沸きました。庄原で学び育った金藤理絵選手が、オリンピックという晴れの舞台で200m平泳ぎにおいて世界の頂点に立つ快挙があったからです。この金メダルは私たちに希望と勇気と自信を与えてくれました。きっと子供たちは、高い目標に向かって努力を惜しまない態度、努力を貫く姿勢を学んでいることと思います。

さて、スポーツにはたくさんの魅力・価値があります。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つです。また、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

さらに、青少年の健全育成や地域社会への愛着・連帯感の醸成、国際友好・親善の推進、関連産業の発展等々、スポーツの果たす役割や効果は計り知れません。

人は誰もが生涯を通して健やかな生活ができることを願っています。スポーツは、個々のライフステージに合わせて行うことができ、健康や体力づくりをはじめ、運動を楽しむこと、技術を磨き競い合うこと、人々との交流を深めること、可能性の限界に挑戦することなど、様々な側面を持っており、その願いを叶えるのに最適な活動です。夢も笑顔も希望も人々を結びつける絆も... 教えてください。

本市においても、このように魅力や価値のあるスポーツを「実践する、観戦する、支援・協力する」など、市民一人一人がもっともっと主体的に活動できるよう、また「生涯スポーツ社会の実現」に向けて着実に前進できるよう「第2期スポーツ推進計画」を策定しました。

特に、幼少期のスポーツ体験はその後の生活において、スポーツに意欲・関心を持ち自ら進んで行う姿勢ができる、あるいは豊かな人生を送ることができる基盤づくりとなるので、力点を置いた取り組みを行ってまいります。

平成 29 年 3 月

庄原市教育委員会 教育長 牧原 明 人

目 次

はじめに

I 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付けと期間 1

II スポーツの意義と計画の背景

- 1 スポーツの意義 3
- 2 わが国の社会情勢 4
- 3 庄原市を取り巻く現状と課題 4
- 4 庄原市スポーツ振興基本計画の検証と課題 6
- 5 計画の策定に向けて 11

III 基本理念

- 1 基本理念 12
- 2 目指す将来像 12
- 3 基本体系 12
- 4 基本施策 ～5本の柱の設定～ 13

IV 生涯スポーツ社会の実現を目指して

- 1 地域スポーツの推進 14
- 2 スポーツ団体の育成・支援 20
- 3 総合型地域スポーツクラブの展開 24
- 4 競技力向上・ジュニアスポーツの推進 27
- 5 障害者スポーツの支援 31

V 資料

- 1 策定経過 33
- 2 用語解説 34

庄原市スポーツ推進審議会委員名簿 36

庄原市スポーツ推進審議会設置条例 37

アンケート調査報告書 (別冊)

I 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

庄原市は、平成 17 年 3 月 31 日に 1 市 6 町の合併により誕生し、以来 10 年余りが経過しました。

本市では、平成 28 年 2 月に今後 10 年間の指針となる『第 2 期庄原市長期総合計画』^{※1}を策定し、「美しく輝く 里山共生都市 ～みんなが“好き”と実感できる“しようばら”～」を将来像とし、各種施策に取り組んでいます。

その中において、教育・文化分野の計画の基本政策として、「“学びと誇り”が実感できるまち」の実現に向け、教育の力がその基盤になることを十分に認識し、学校・家庭・地域・行政の連携の下、学校教育、生涯学習・社会教育、芸術・文化、スポーツなど、各教育分野の充実を図るため、平成 32 年度までの 5 年間の基本計画として、平成 28 年 3 月に『庄原市教育振興基本計画』^{※2}を策定しました。

さらに、国において、スポーツは「今日、国民が生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている」とし、平成 23 年 6 月に『スポーツ基本法』^{※3}を制定するとともに、国、地方公共団体、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図るため、平成 24 年 3 月に『スポーツ基本計画』^{※4}を策定しました。

本市においては、平成 19 年 3 月に『庄原市スポーツ振興基本計画』を策定し、「市民ひとり 1 スポーツ」を掲げ、生涯スポーツ社会の実現を目指し、各種スポーツ大会やイベントの開催など、様々な取り組みを進めてきました。

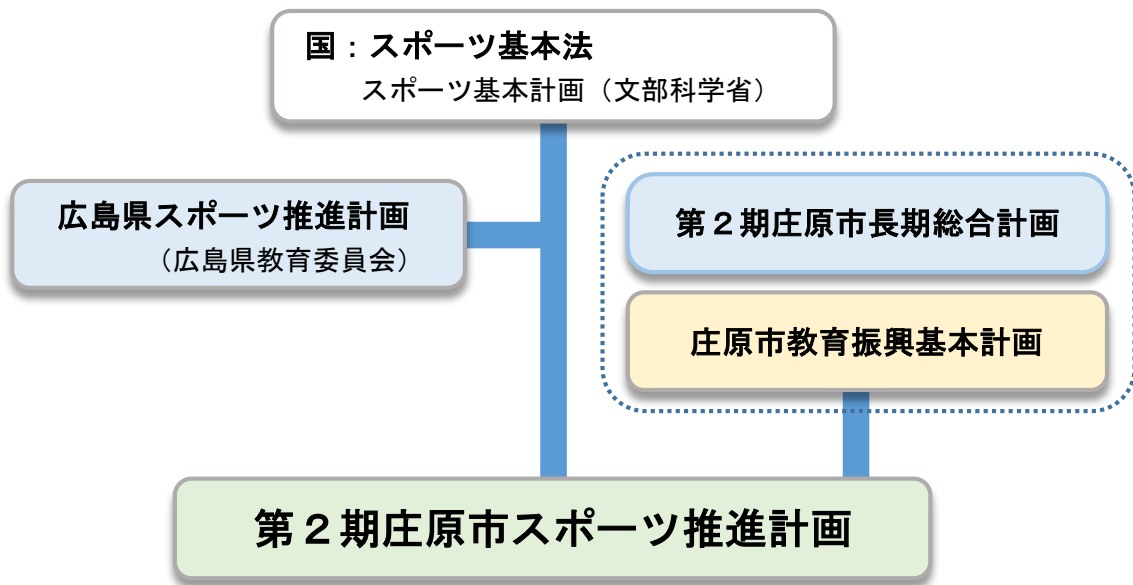
本計画では、これまでの施策を検証し、課題を明らかにするとともに、今後 10 年間に取り組むべき、基本目標及びその実現に向けた基本方針やスポーツ分野の施策等を提示します。

2 計画の位置付けと期間

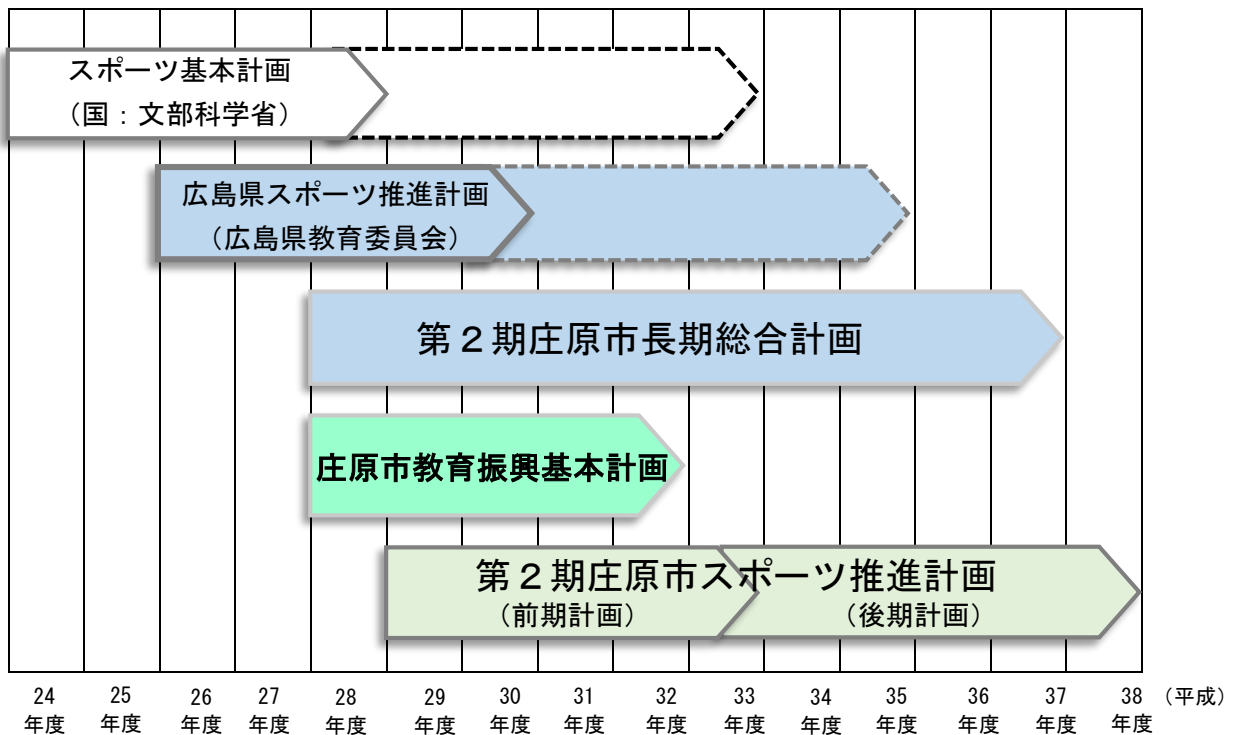
- (1) 本計画は、スポーツ基本法第 10 条「地方スポーツ推進計画」^{※6}に基づき、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、本市のスポーツ行政を推進するための基本的な方針などを示すものです。
- (2) 本計画は、『第 2 期庄原市長期総合計画』及び『庄原市教育振興基本計画』との関連を十分に図りながら、本市スポーツ行政における各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定するものです。
- (3) 計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とし、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 ヶ年を前期計画、平成 34 年度から平成 38 年度までの 5 ヶ年を後期計画と位置付け、施策の実施に際しては、現状の把握と評価に基づき推進するものとします。

※の用語解説は、34～35 ページに記載しています。

(4) 計画の体系図



(5) 計画の期間



※ 「スポーツ基本計画」及び「広島県スポーツ推進計画」は、10年後を見据えた5ヵ年計画である。

II スポーツの意義と計画の背景

1 スポーツの意義

スポーツは、人間が自らの楽しみとして運動を求めることによって生まれ、育まれた世界共通の人類の文化です。

スポーツ活動によって、身体を動かすという人間の本源的な欲求を満たすとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらし、体力の向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものです。

また、スポーツは人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有し、競技スポーツに打ち込むアスリートのひたむきな姿や高い技術は、人々のスポーツの関心を高め、夢や感動をもたらすなど、活力ある健全な社会の形成にも大きく貢献しています。

この他にも、スポーツは社会的に次のような意義を有しています。

(1) 青少年の健全育成

スポーツをとおして、コミュニケーション能力やリーダーシップを育成する中で、他への思いやりや寛容な精神、自己責任やフェアプレーの精神を身につけ、豊かな人間性を育成するなど、青少年の心身の健全な発達を促します。

(2) 地域コミュニティの醸成

スポーツを通じて、地域で暮らす全ての人々の交流を促進していくことは、地域の一体感や活力を醸成するとともに、近年の人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生につながります。

(3) 地域経済の発展・長寿社会の実現に寄与

現代社会において、スポーツを推進することは、スポーツ産業の広がりや、それによる新たな需要や雇用を生むことで、地域経済の発展に寄与するとともに、人々の心身の両面にわたる健康の保持、増進に貢献するとともに、医療費節減などの効果や、健康で活力に満ちた長寿社会の実現も期待されます。

(4) 国際友好・親善への貢献

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、スポーツを通じた国際交流は、言語や文化、生活習慣の違いを超え、同じルールのもとで互いに競い合うことなどにより、人類が一つであることを認識し、世界の人々との相互の理解を促進するとともに、国際的な友好と親善につながります。

このように、多様な意義を有するスポーツは、人々が年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営む上で欠かせないものであり、スポーツを推進することは、従前にも増して、国、県、市町村、各スポーツ団体などスポーツに関わる関係者の重要な責務となっています。

2 わが国の社会情勢

わが国は、本格的な人口減少社会を迎えており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成 37 年の人口は、現在より約 700 万人減の 1 億 2,000 万人余りになると見込まれています。

また、出生数は近年、過去最低が続いており、平成 26 年と昭和 40 年代を比べると、半減の約 100 万人となっています。

一方、65 歳以上の高齢者数は増加が続き、平成 54 年には 3,878 万人でピークを迎えると見込まれ、都市部への人口流出や核家族化の進展により、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加することが推測されています。

このように、私達を取り巻く社会環境が急速に変化している現代で、生涯にわたり明るく豊かな生活を送るため、スポーツを積極的に生活の中に取り入れることが、ますます重要となっています。



3 庄原市を取り巻く現状と課題

庄原市は、広島県北部の中国山地に位置する豊かな自然に包まれているまちです。

平成 17 年 3 月、1 市 6 町が広域合併し、面積は近畿以西最大となりましたが、合併時には約 4 万 3 千人いた人口は徐々に減少し、平成 28 年には約 3 万 7 千人と、少子高齢化とともに人口減少が著しく進展しています。

このような状況を踏まえ、第 2 期庄原市長期総合計画に掲げる「美しく輝く 里山共生都市 ～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～」の下、スポーツの普及と推進を図るため、「市民の誰もがいつでも、どこでも、いつまでも楽しく生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で明るい豊かな生活が送れる生涯スポーツ社会の実現」を目指し、本市の実情に沿った取り組みを進めてきています。

(1) 少子・高齢化の進展

本市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在 37,741 人で、10 年前の平成 17 年 43,149 人（平成 17 年国勢調査）と比較して、5,408 人減少しています。

このうち、0～14 歳の年少人口の割合の減少は顕著であり、4,082 人（年少人口比率 10.8%）で、平成 17 年の 4,870 人（年少人口比率 11.3%）と比較して、年少人口比率は 0.5%減少しています。

一方、65 歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向が続き、15,161 人（高齢化率 40.2%）で、平成 17 年の 15,600 人（高齢化率 36.2%）と比較して、高齢化率は 4.0%の増加となっており、この状況は、今後も続く見込みとなっています。

(2) 地域社会の変化

少子・高齢化の進展や都市部への人口流出などによって、高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。その中でも、高齢者の一人暮らし世帯は平成22年と平成12年（国勢調査）を比較すると20%増加しており、世代間の交流や地域コミュニティ機能の低下、地域社会における人々のつながりが、ますます希薄になってきています。

(3) ライフスタイルの変化

インターネットや携帯電話などの普及による情報化の進展のほか、交通手段の発達、掃除機や洗濯機といった身の回りの機器の発達によって労力の軽減が図られるなど、生活の利便性が向上しています。

その反面、こうした発達が体を動かす機会の減少を招いており、全国的にライフスタイルの変化による運動不足が関与していると言われている三大生活習慣病（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患）の死亡者数が増加傾向にあると言われています。

(4) 価値観の多様化

アンケート調査によると、健康志向の高まりから、日常生活の中で、健康の保持・増進などのために、運動を「週1回以上」している人の割合は約6割となっています。

また、スポーツの種類別では、約6割の方が「散歩、ウォーキング、ジョギング」あるいは「体操」など、手軽に取り組めるスポーツと回答しています。

健康志向やゆとりのある生活、生活の質を大切にしている意識が高まっており、スポーツとの関わり方も、自らスポーツをしたり、観戦・応援したりするだけでなく、ボランティアとしてスポーツを支えたりするなど様々で、スポーツ活動へのニーズもますます多様化しています。



4 庄原市スポーツ振興基本計画の検証と課題

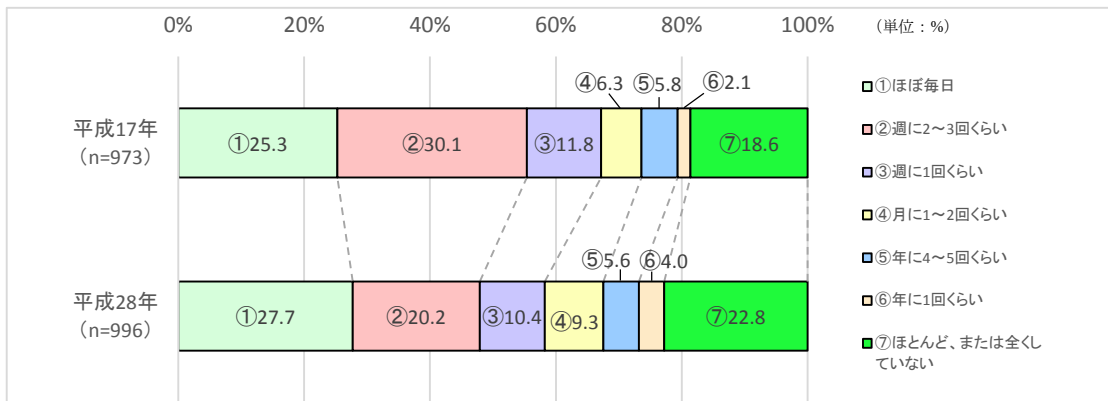
本市は、「市民ひとり1スポーツ」をスローガンに掲げ、取り組みを進めています。

アンケート調査によると、58%の方が「週に1回以上運動やスポーツをする」と回答している一方で、「ほぼ毎日、運動やスポーツをする人」と「ほとんど、または全くしていない人」の二極化が顕著になっている中で、特に一般及び高齢者女性の運動やスポーツをしない人の割合（15 ページ、アンケート調査：設問9-①参照）が高くなっています。

また、回答者全体を前回調査と比較すると、「週1回以上運動やスポーツをする」と回答した方の割合が減少しています。

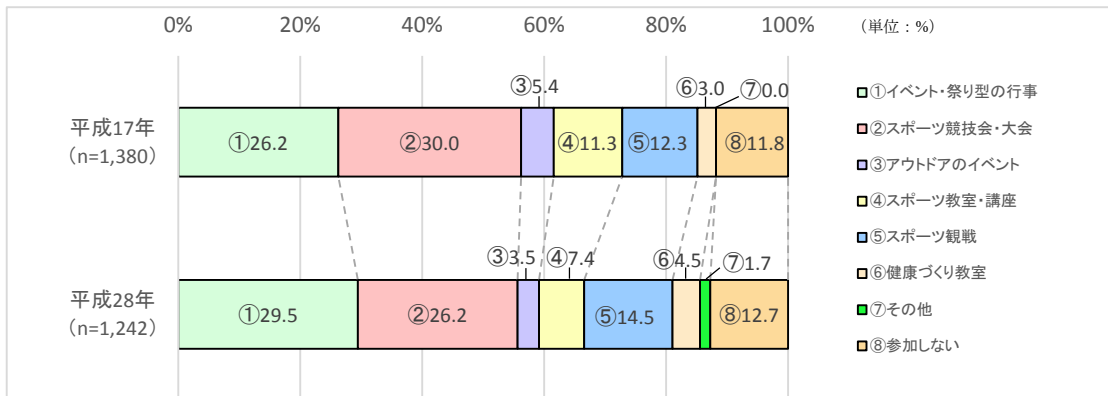
こうした現状を踏まえ、下記のとおり、「庄原市スポーツ振興基本計画（平成19年度策定）」に掲げた施策ごとに検証し、本計画の策定につなげます。

問. あなたはこの1年間、どのくらいの頻度で運動やスポーツをしましたか。



(アンケート調査：設問9-①)

問. この1年間、どのようなスポーツ行事に多く参加しましたか。



(アンケート調査：設問17-①)

(1) スポーツに親しむ機会の充実

①誰もが参加できる大会やイベント等への取り組み

本市では、各地域に現存する施設の整備状況が異なっている中で、様々な各種教室やイベントを開催していますが、特に庄原地域で開催する機会が多く、その他の地域からの参加者が少ない傾向となっています。

アンケート調査によると、「庄原市内で、公共のスポーツ施設について望むことは何ですか。」の問いに、約3割の方が「身近で利用できる施設の増加」と回答しています。

市民のニーズを踏まえ、市内の各地域で、誰もが参加できるような取り組みが必要です。

(1 地域スポーツの推進へ課題を掲載)

②軽・^{※7}ニュースポーツの普及に向けた取り組み

気軽に取り組めるスポーツのニーズが高まる一方で、アンケート調査によると、軽・ニュースポーツの認知度は7%と低く、普及していない状況にあります。

健康福祉まつりでの体験会やニュースポーツ講習会などを継続して行うとともに、健康づくりや介護予防事業と合わせ、各スポーツ団体や自治振興区などと連携した取り組みが必要です。

また、積極的なPR活動を含めた情報発信をすることも大切です。

(1 地域スポーツの推進へ課題を掲載)

③障害者スポーツの普及、促進の取り組み

国のスポーツ基本計画には、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指していくことが必要とされています。

その中であって、本市では障害者スポーツを推進していくため、スポーツ体験会や講習会などを開催し、参加機会を提供するとともに、障害者スポーツを広め、普及、促進に向けて取り組む必要があります。

(5 障害者スポーツの支援へ課題を掲載)

④障害者スポーツの指導者やボランティアの養成、確保に向けた取り組み

障害者スポーツは、障害のある方に対する理解の促進と、障害のある方がスポーツをとおして、その楽しさを知るとともに、健康保持、増進や社会参加の促進につながります。

各関係機関と連携し、参加者のニーズに応じた情報や機会を提供するとともに、指導者やボランティアの養成や確保に向けた取り組みが必要です。

(5 障害者スポーツの支援へ課題を掲載)

⑤市内に現存する体育施設の管理・運営方法等について検討

市内には、体育館や運動場、プールなど様々なスポーツ施設が現存しており、そのほとんどが建築後20年以上経過しています。

施設の利用者が、安全で安心して利用できるよう計画的な改修や修繕を行うとともに、利用者のニーズを踏まえ、利用時間や使用料の見直し、また指定管理者制度の導入によるサービスの向上や経費削減など、施設のあり方について、様々な視点からの検討が必要です。

(1 地域スポーツの推進へ課題を掲載)



(2) 地域スポーツの振興

①誰もが参加できる大会やイベント等への取り組み

日々の生活において、より身近で手軽に取り組める運動やスポーツのニーズが高まっていますが、大会やイベント等への参加状況が芳しくありません。

その理由をアンケート調査でみると「市域が広範であることから、会場までのアクセスが困難なため参加が困難である」と多数回答しています。

市内全域で行う大会やイベントと合わせ、家族や自治振興区などの小単位で行うスポーツ教室や体験会への参加、またより多くの市民が運動やスポーツに取り組める環境づくりが必要です。

(2 スポーツ団体の育成・支援へ課題を掲載)

②スポーツ活動のリーダー役となるスポーツ推進委員の体制強化

現在、^{※8}庄原市スポーツ推進委員を44名委嘱し、スポーツにおける各種研修会や地域でのスポーツ活動の普及、推進を図っていますが、全国的に委員の高齢化や固定化、さらには活動内容が市民にわかりにくいなどの課題があります。

本市においても、こうした課題を踏まえ、各委員の研修や活動実績を把握するとともに、地域におけるスポーツ活動のさらなるリーダー役となるよう、体制づくりの強化が必要です。

(2 スポーツ団体の育成・支援へ課題を掲載)

(3) 総合型地域スポーツクラブの育成

①総合型地域スポーツクラブへの新規会員の獲得に向けた取り組み

市内では、平成18年2月「庄原さくらスポーツクラブ」、平成28年2月「総領節分草スポーツクラブ」をそれぞれ設立し活動しています。

アンケート調査によると、9割を超える方が「聞いたことはあるが内容がよくわからない」あるいは「全く知らない」と回答しており、市民の認知度が低い状況で、現在の会員数もほぼ横ばい状況で推移しています。

今後は、さらに活動内容の広報をはじめ、積極的なニュースポーツ等の体験会の開催など、新規会員の獲得に向けた取り組みが必要です。

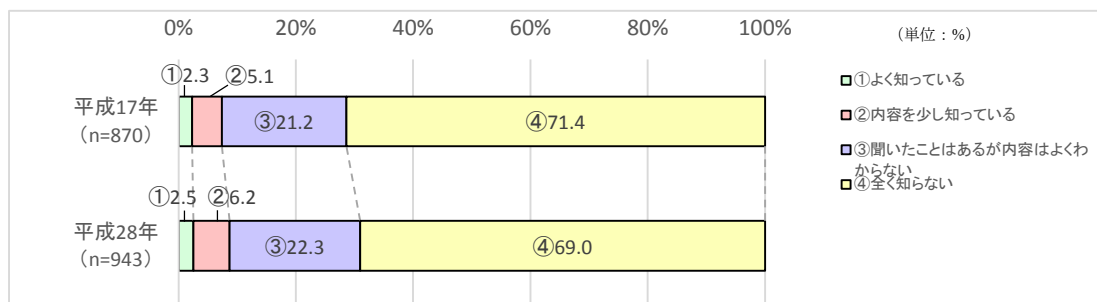
(3 総合型地域スポーツクラブの展開へ課題を掲載)

②総合型地域スポーツクラブの新規設立に向けた取り組み

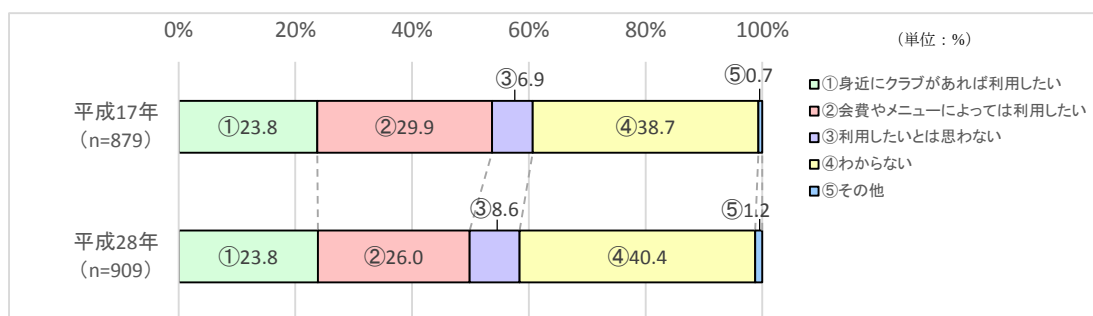
既存のクラブ活動が広く認知されることにより、総合型地域スポーツクラブが現存しない地域への新規設立につながります。

(3 総合型地域スポーツクラブの展開へ課題を掲載)

問.『総合型地域スポーツクラブ』を知っていますか。



問. あなたは『総合型地域スポーツクラブ』の運営、活動についてどう思いますか。



(アンケート調査：設問 32)

(4) 関係団体等の連携と情報の発信

①各団体との意見や情報交換等、横断的なシステムづくり

現在、本市では庄原市体育協会をはじめ、各スポーツ団体が活動していますが、それぞれの大会やイベントの開催日程が重複する場合があります、希望者が参加できない状況があります。

そのため、大会やイベントの日程、参加対象者など、各団体と横断的な調整を行うなど、より多くの市民が参加できるしくみづくりが必要です。

また、各団体が抱える課題や取り組み状況など、意見や情報の交換を行い、スポーツ推進に向けたシステムづくりが必要です。



(2 スポーツ団体の育成・支援へ課題を掲載)

②企業や大学等が持つ情報等の資源活用

企業や大学をはじめ、地域スポーツクラブなど、地域にはスポーツに関連した人材や情報が豊富にあります。

こうした、優れたアスリートや指導者、またスポーツ医・科学の情報など、企業や大学等と連携・協働し、その資源の活用が必要です。

(2 スポーツ団体の育成・支援へ課題を掲載)

③迅速できめ細かな情報提供

アンケート調査によると、市内で開催されているスポーツ大会やイベントの開催、また市内体育施設における施設状況などがわかりにくいなど、市民に十分に周知されていない現状があります。

「広報しようばら」などの紙媒体をはじめ、情報化が進展する中、市ホームページなどのインターネット環境を活用し、迅速できめ細かな情報提供が必要です。

(2 スポーツ団体の育成・支援へ課題を掲載)

※9 (5) 競技力の向上・ジュニアスポーツの振興

①指導者の養成や資質・能力の向上

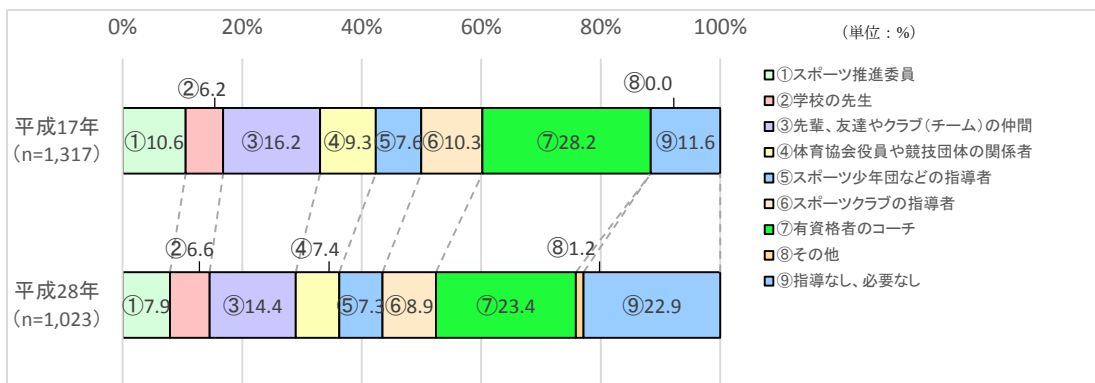
スポーツ活動を行う上で、指導者の果たす役割は非常に大きい一方で、指導者の不足、高齢化が大きな課題となっています。

また、全国的に運動をする子供とそうでない子供の二極化が顕著になっている中で、本市の中学校での運動部への所属率は75～80%を推移しているものの、少子化に伴う運動部活動の所属生徒数の減少等により、活動に支障をきたしているものもあります。

学校やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携し、子供が体を動かす機会の提供をはじめ、指導者の養成や資質の向上が必要です。

(4 競技力向上・ジュニアスポーツの推進へ課題を掲載)

問. あなたは、今後どのような人の指導を受けたいですか。



(アンケート調査：設問 18-②)

②子供の運動意欲を高め、習慣化を図る

国によると、全国的に子供の体力は、概ね低下傾向に歯止めがかかってきているものの、体力水準が高かった昭和60年代頃と比較すると、依然として低い状況にあると言われています。

その中であって、特に9～12歳は「ゴールデンエイジ」と呼ばれ、生涯の中で、様々な技術を習得する絶好の年代であることを踏まえ、生涯にわたり継続した運動習慣を身につけるため、子供自身が運動やスポーツの楽しさを知り、自ら進んで行う環境づくりが必要です。

そのため、保護者に対し運動やスポーツを行うことの必要性の理解を得るとともに、学校や各関係団体と連携を図りながら、子供の運動意識を高め、習慣化を図ることが必要です。

特にスポーツ好きを増やす学校の授業づくりは、研究をする必要があります。

(4 競技力向上・ジュニアスポーツの推進へ課題を掲載)

③競技力向上に向けて、教室等の種目や内容、対象者拡大の検討

^{※10} トップアスリートの実際の練習やプレーする姿を見て、聞いて、感じることや直接指導を受けることは、子供が将来に夢や目標を持ち、次世代のアスリートの育成につながります。

そのため、『レベレアップスポーツ教室』や『庄原アスリート育成事業』における参加者のニーズや参加状況を把握し、種目や内容、対象者拡大の検討が必要です。

(4 競技力向上・ジュニアスポーツの推進へ課題を掲載)



5 計画の策定に向けて

本市を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展、地域社会の変化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化など大きく変化しています。

さらに、科学技術の高度化、情報化等の進展により、日常生活の中で体を動かす機会が減少し、体力や運動能力が低下してきており、また、人間関係が希薄になり、精神的なストレスが増大するなど、心身にわたる健康上の問題が生じてきています。

このような状況の中、スポーツの果たす意義・役割は極めて重要であり、市民のニーズや期待に応え、市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践でき、また、競技力の向上につながるスポーツ環境を整備することは行政の重要な任務です。

スポーツ推進施策を効果的に実施するためには、市民のニーズを的確に把握するとともに、スポーツ推進をめぐる諸課題について、体系的に取り組むことが求められます。

そのことを踏まえ、平成28年6月に「第2期庄原市スポーツ推進計画」の策定に向けてアンケート調査（発送数：一般1,500人、小学5年生297人、中学2年生282人）を実施し、50.3%の回答を得ています。

このアンケート調査をはじめ、「庄原市スポーツ振興基本計画」の課題等も踏まえ、あらゆる視点からスポーツの実施状況を把握し、本市のスポーツの将来像について検討し、よりよいスポーツ環境を整備する必要があります。

本計画は、本市の中・長期的なスポーツ推進の指針やビジョンを明確に示すものであり、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組むものです。



Ⅲ 基本理念

1 基本理念

主体的なスポーツ活動をとおして、喜びと成長が実感できる生涯スポーツ社会の形成

スポーツは、健康保持、体力増進、運動能力の向上など、心身の健全な発達に寄与し、スポーツ活動を充実していけば、豊かで活力に満ちた社会の形成につながります。

生涯スポーツ社会の実現に向けて、市民個々の志向に応じたスポーツ活動を推進します。

また、生活様式や価値観の多様化、利便性が向上する中で、運動不足や食生活の乱れに起因する生活習慣病が増加傾向にあることから、「市民ひとり1スポーツ」を掲げ、関係機関と連携する中で、気軽にスポーツができる環境を整備します。

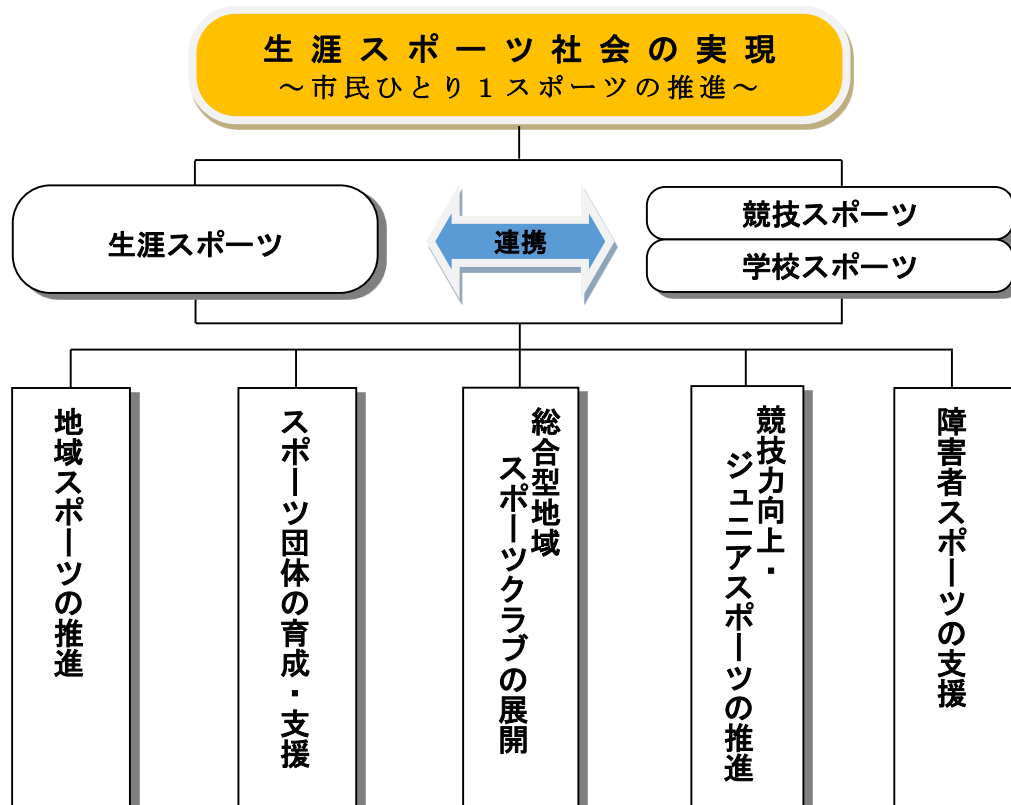
学校や家庭、地域での活動を促進し、健康づくりを推進します。

さらに、近年、子供の体力低下が懸念される中で、子供がスポーツをとおして、体力や技術の向上を図り、また思いやりや寛容な精神を身につけるなど、心身の健全育成を重点項目として位置付け、各施策を展開します。

2 目指す将来像

生涯スポーツ社会の実現 ～ 市民ひとり1スポーツの推進 ～

3 基本体系



4 基本施策 ～5本の柱の設定～

本計画は、「生涯スポーツ社会の実現」をするため、次の「5本の柱」を設定します。

1 地域スポーツの推進

取り組み方針

地域におけるスポーツ活動の推進

- ◎ スポーツ推進委員と連携し、気軽に取り組める軽・ニュースポーツの普及に努め、地域におけるスポーツ活動を推進します。
- ◎ 健康づくりを目的としたスポーツの習慣化に取り組みます。

2 スポーツ団体の育成・支援

取り組み方針

スポーツ団体の支援と連携、スポーツ活動の充実、環境づくり

- ◎ 体育協会、スポーツ少年団など、関係団体の活動を支援するとともに、当該団体と連携し、スポーツ活動の充実、環境づくりに努めます。

3 総合型地域スポーツクラブの展開

取り組み方針

自主的・継続的なスポーツ活動の推進

- ◎ 総合型地域スポーツクラブを各地域に設立し、自主的・継続的なスポーツ活動の促進と、市内全域でのスポーツ推進を図ります。

4 競技力向上・ジュニアスポーツの推進

取り組み方針

ジュニアスポーツ活動の支援とトップアスリートの育成

- ◎ 子供のスポーツへの参加、競技力向上など、ジュニアスポーツ活動を支援します。
- ◎ スポーツ活動を支える指導者やボランティアの育成、充実を図ります。

5 障害者スポーツの支援

取り組み方針

環境整備と指導者の育成

- ◎ 障害のある方が安心してスポーツを楽しむことができる環境を整備します。
- ◎ 障害者スポーツの指導者やボランティアの育成に努めます。

IV 生涯スポーツ社会の実現を目指して ～市民ひとり1スポーツの推進～

1 地域スポーツの推進

課題

- 誰もが参加できる大会やイベント等への取り組みが必要です。
- 軽・ニュースポーツの普及に向けた取り組みが必要です。
- 市内に現存する体育施設の管理・運営方法等について検討します。

取り組み方針

地域におけるスポーツ活動の推進

- ◎ スポーツ推進委員と連携し、気軽に取り組める軽・ニュースポーツの普及に努め、地域におけるスポーツ活動を推進します。
- ◎ 健康づくりを目的としたスポーツの習慣化に取り組みます。

今後の具体的施策

(1) 魅力あるスポーツ活動の推進

すべての市民が、生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営むためには、加齢による生活や身体の変化、多様な社会環境やニーズを踏まえながら、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、興味、関心、適性などに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができる機会や環境を整える必要があります。

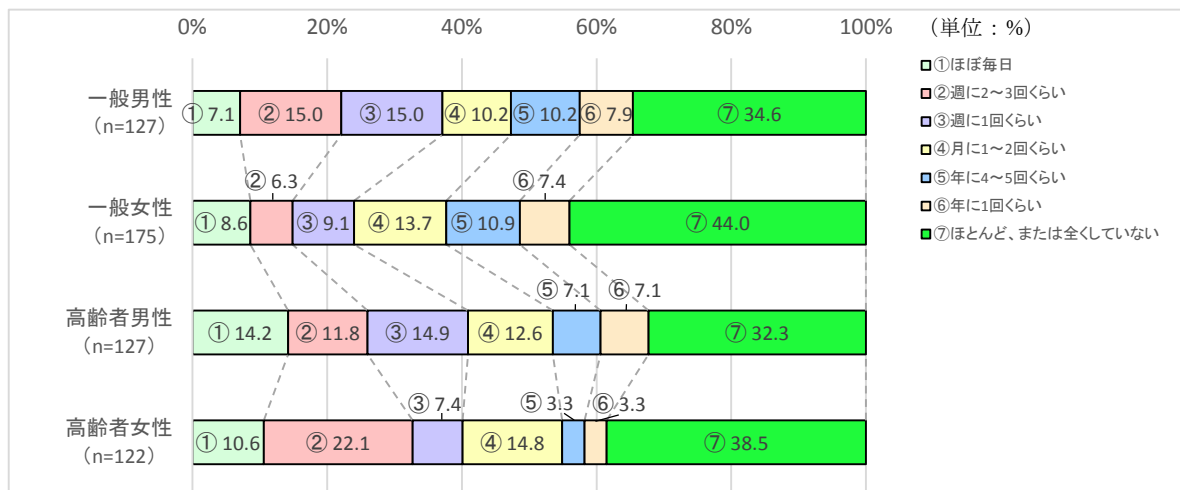
アンケート調査によると、「どのくらいの頻度で運動やスポーツをしましたか。」の問いに、約2割の方が「ほとんど、または全くしていない」と回答しており、特に一般及び高齢者女性の約6割の方が「年4～5回くらい」、「年に1回くらい」あるいは「ほとんど、または全くしていない」と回答しています。

その一方で、「今後スポーツをしてみたいと思いますか。」の問いに、約7割の方が「ぜひしたい」あるいは「できればしてみたい」と回答しています。

また、「運動やスポーツをするのはどのような理由からですか。」の問いに、約4割の方が「家族・友人・仲間とのふれあい、交流のため」あるいは「自分の楽しみ、ストレス解消のため」と回答しています。

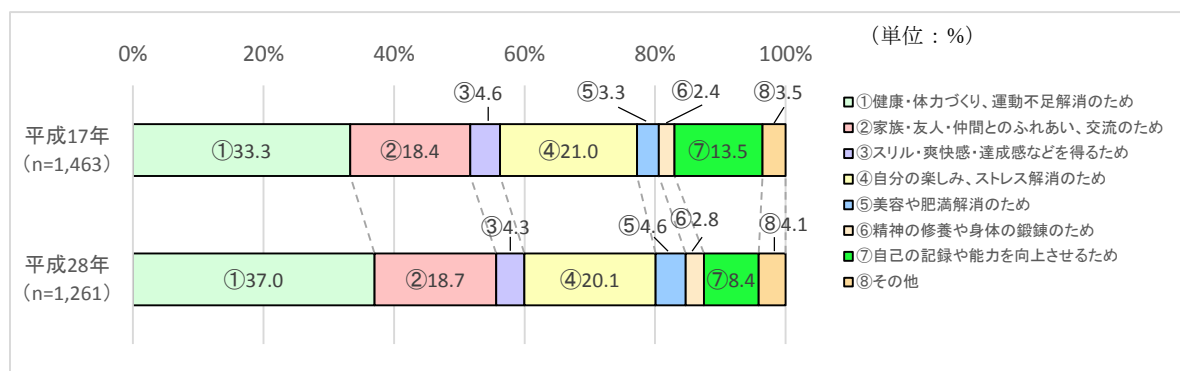
このように、現状や多様なニーズを踏まえ、イベントや行事に参加しやすい環境づくりに努め、各種大会やスポーツイベントを再検討し、魅力あるスポーツ活動の推進を図ります。

問. あなたはこの1年間、どのくらいの頻度で運動やスポーツをしましたか。



(アンケート調査：設問9-①)

問. 運動やスポーツをするのはどのような理由からですか。



(アンケート調査：設問11)

(2) 健康づくりを目指した軽・ニュースポーツの普及

アンケート調査によると、運動やスポーツをしている方のうち、「運動やスポーツをするのはどのような理由からですか。」の問いに、約6割の方が「健康・体力づくり、運動不足解消のため」あるいは「自分の楽しみ、ストレス解消のため」と回答しています。

また、「この1年間、あるいはこれからしてみたい運動やスポーツは何ですか。」の問いに、約5割の方が「気軽に取り組めるスポーツ」と回答した一方で、そのうち「ニュースポーツ」と回答した方は、7%にとどまり、ニュースポーツの普及が進んでいない結果となっています。

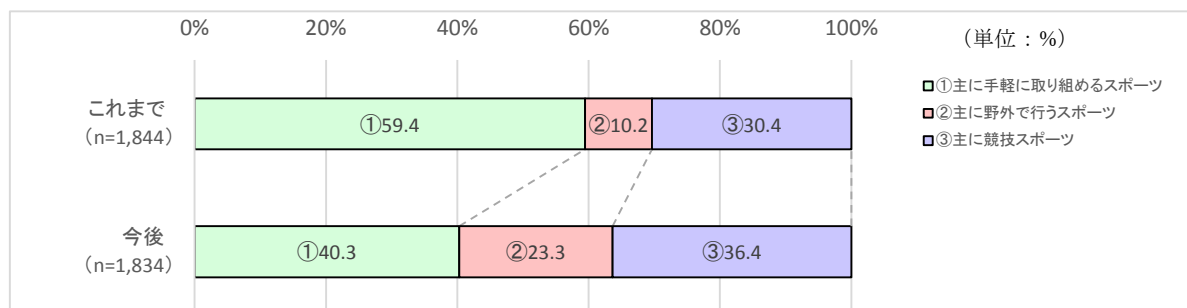
現代において、生活習慣病や精神的なストレスの増大など、様々な健康上の問題が顕在化する中、健康づくり、さらには介護予防を目的とした活動など、子供から高齢者まで、いつでも、どこでも、だれもが、気軽に取り組め、自分の好みや体力に合わせて楽しめる、軽・ニュースポーツの普及、促進に取り組めます。

この軽・ニュースポーツを積極的に推進するため、グラウンド・ゴルフやミニテニスなどの体験会や教室内容のPRなどに努めます。

さらに、個人で簡単に取り組める軽スポーツとして、ウォーキングをする人が年々増

加している点に着目し、平成 22 年に本市で作成した「庄原ウォーキングマップ」をもう一度見直し、活用する計画を立て、健康づくり事業と連携した健康増進を一層図ります。

問. この 1 年間また、今後してみたい運動やスポーツは何ですか。



(アンケート調査: 設問 15、16)



(スポーツ吹矢)



(グラウンド・ゴルフ)

(3) 地域の特色を活かしたスポーツ活動の推進

本市では、クロスカントリー・登山・ハイキング・スキーなど、豊かな大自然と四季折々の特色を活かしたスポーツ活動を楽しむことができ、それを活用した大会やスポーツイベントを開催しており、大きな大会になると海外からの参加もあり賑わっています。

アンケート調査によると、「これからしてみたいスポーツは何ですか。」の問いに、約 2 割の方が「野外で行うスポーツ」と回答しています。

今後はさらに、これらの大会やスポーツイベントを積極的に推進することはもちろんのこと、スポーツを通じて、地域の一体感の醸成や他国の文化にふれる国際交流の促進も目指したスポーツ活動を推進します。

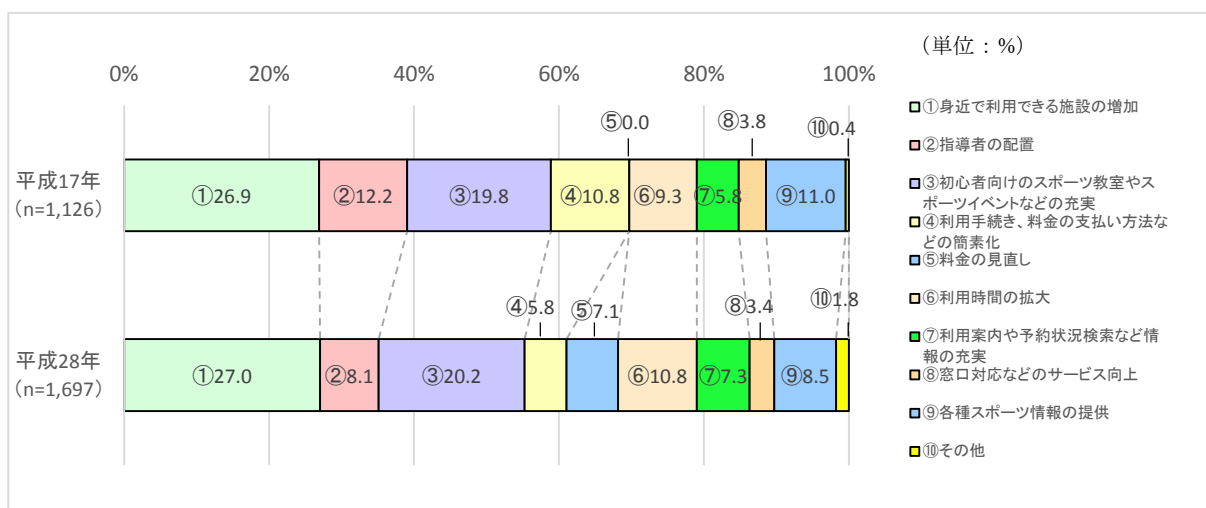
(4) 多彩な体育施設の利用促進

市内の各地域に社会体育施設（体育館、屋内体育施設、総合運動公園、屋外体育施設、水泳プール）が点在しており、市内全体、あるいは各地域における生涯スポーツ、競技スポーツの中心的な施設として、スポーツ活動の重要な拠点施設となっています。

特に、体育施設機能を有する都市公園の庄原市上野総合公園や東城中央運動公園などの各施設と連携を図りながら、主要な施設として広くPRし、各施設間の横断的な有効活用を図るとともに、サービスの向上と適正管理に努めます。

アンケート調査によると、「公共のスポーツ施設について望むことはありますか。」の問いに、「指導者の配置」あるいは「初心者向けのスポーツ教室やスポーツイベントの充実」が約3割となっており、こうした声を大切にしながら、活用促進に向けてさらなる有効活用を図ります。

問. 公共のスポーツ施設について望むことはありますか。



(アンケート調査：設問 24)



(ひろしまクロスカントリー大会)



(5) 既存体育施設の維持整備

市内に現存する各種体育施設のほとんどが合併以前に整備されており、建築後20年以上経過しているものが多いため、老朽化に伴う改修や修繕が必要となっています。

それぞれの施設の存続を基本に考え、計画的な修繕や改修を行います。平成27年11月に『庄原市社会体育施設維持整備方針』を定めているので、その方針に基づき、利活用の状況把握を行い、管理運営等の方向性を含め、今後のあり方も検討する必要があります。



(庄原市西城温水プール (水夢))

(6) 各体育施設におけるサービス向上の推進

アンケート調査によると、「公共スポーツ施設について望むことはありますか。」の問いに、約3割の方が「料金の見直し」あるいは「利用時間の拡大」などと、回答しています。

現存する各体育施設において、指定管理者制度の効用を最大限に活用することにより、市民をはじめ、利用者のニーズに対応し、一層のサービス向上を図るとともに、各体育施設の利用実態や利用者のニーズを十分に踏まえ、適切な使用料金や利用時間の見直しを検討します。



(庄原市総合体育館)



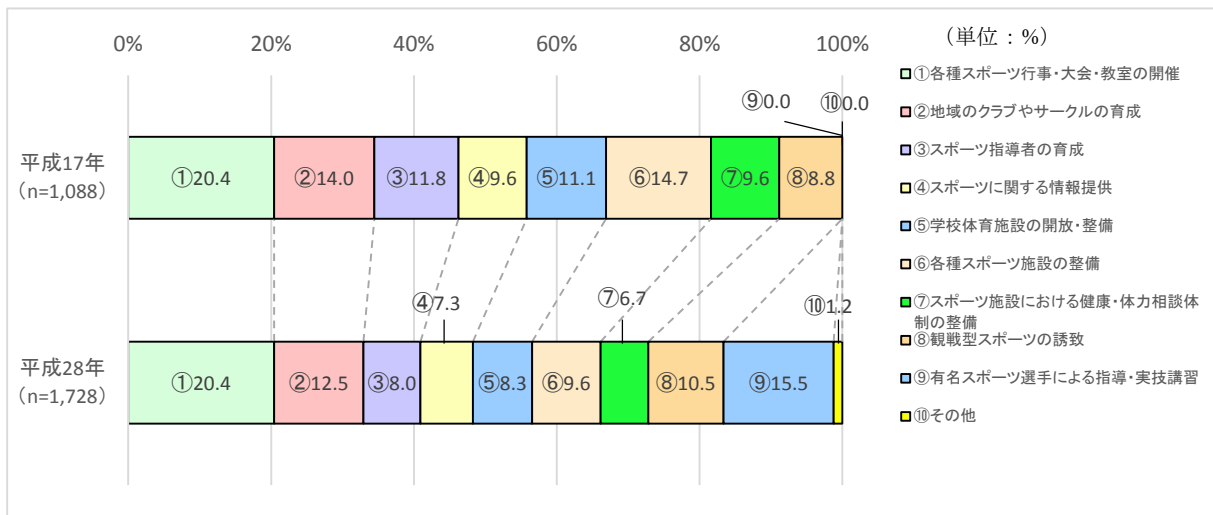
(7) 公立学校体育施設開放事業の運用

スポーツ基本法第13条第1項では、「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」また、第2項では、「国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

アンケート調査によると、「スポーツ推進策として市に特に力をいれてほしいものは何ですか。」の問いに、約1割の方が「学校体育施設の開放・整備」と回答しています。

市では現在、市内小学校19校、中学校7校及び県立学校3校を、市民の利用に向けて開放しており、今後も引き続き、利用者のニーズや利用実態を把握しつつ、充実した環境づくりと一層の利用促進に努めます。

問. スポーツ推進策として市に特に力をいれてほしいものは何ですか。



(アンケート調査：設問 29)



(公立学校体育施設開放事業)



2 スポーツ団体の育成・支援

課題

- 誰もが参加できる大会やイベント等への取り組みが必要です。
- スポーツ活動のリーダー役となるスポーツ推進委員の体制強化が必要です。
- 各団体との意見や情報交換等、横断的なシステムづくりが必要です。
- 企業や大学等が持つ情報等の資源活用が必要です。
- 迅速できめ細かな情報提供が必要です。

取り組み方針

スポーツ団体の支援と連携、スポーツ活動の充実、環境づくり

- ◎ 体育協会、スポーツ少年団など、関係団体の活動を支援するとともに、当該団体と連携し、スポーツ活動の充実、環境づくりに努めます。

今後の具体的施策

(1) 各スポーツ団体等とのスクラム化

市内には、庄原市体育協会、庄原市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、庄原市スポーツ推進委員協議会、庄原市少年少女スポーツ振興会など、スポーツに関連した団体が活動しています。

様々なスポーツ活動における中核を担う各スポーツ団体の活性化を図り、会員の新規加入に向けたPR活動や継続したスポーツ活動について支援を行います。

また、大会などの開催日程が重なるなど、参加者の調整や大会運営に支障をきたす場合があるため、各団体と横断的な連携を図り、市民が参加しやすい環境づくりと活動の促進に努めます。

さらに、高齢者や障害のある方が自主的にスポーツ活動に参加できるよう、健康づくりを奨励している社会福祉関係機関との連携を図ります。



(庄原市スター式駅伝大会)

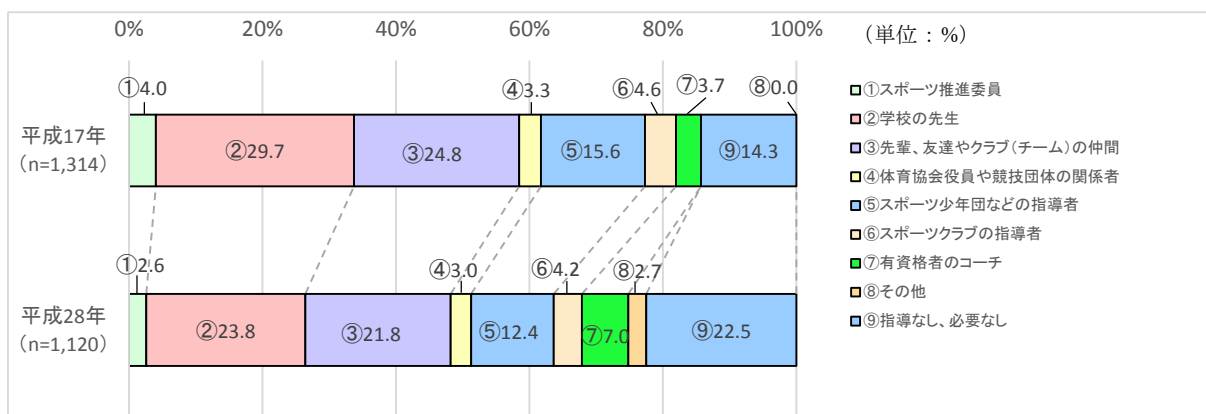
(2) スポーツ推進委員活動の充実

スポーツ推進委員に関し、スポーツ基本法第32条第1項では、「当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。」また、第2項では、「スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。」と規定されており、本市では、その規定に則り、各地域から現在44人を委嘱しています。

アンケート調査によると、「あなたはこの1年間、あるいは今後、どのような人からスポーツ指導を受けたいですか。」の問いに、「スポーツ推進委員」と回答した方は5%と、スポーツ推進委員の活動に対して、市民の認知度が低い結果となっています。

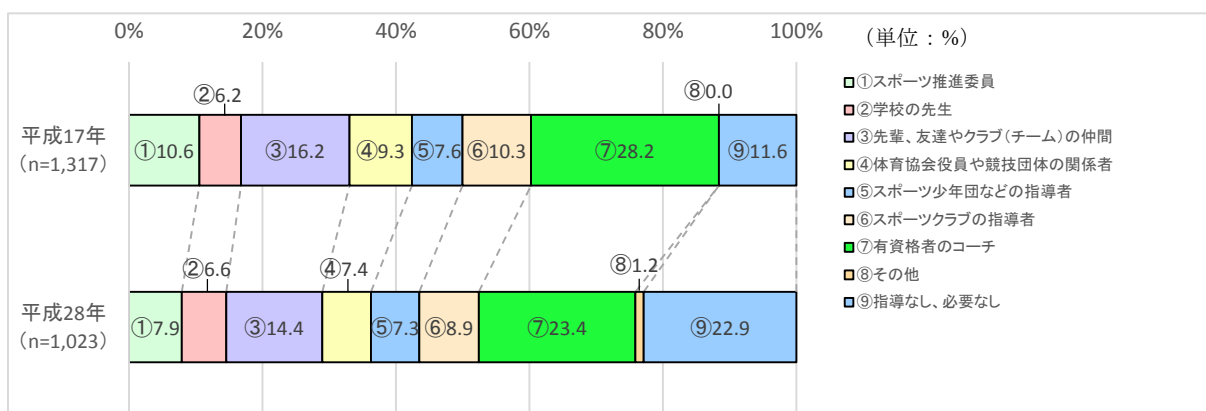
今後は、スポーツ推進委員が資質向上を図るため、各研修会へ積極的に受講することをはじめ、地域のスポーツ活性化を図るため、事業実施や企画立案、連絡調整などを行い、推進役としての活動が充実するようにします。

問. この1年間どのような人からスポーツ指導を受けたことが多いですか。



(アンケート調査：設問 18-①)

問. 今後どのような人からスポーツ指導を受けたいですか。



(アンケート調査：設問 18-②)

(3) 自治振興区との連携

自治振興区は、自治会や行政区単位で、地域に生活する人が生活向上のために知恵を出し合い意見交流をするなど、地域社会の維持や発展を目的とした組織です。

このため、地域の特性を活かしたまちづくりを進める自治振興区に対し、生涯学習委託事業の一部である体育・スポーツ事業を委託することによって、地域の実情に沿った地域スポーツ活動の活性化と地域内での交流促進を図ることができます。

今後、自治振興区の活動状況を把握しながら、より活性化に結びつく連携を図ります。

資料. 庄原市内の各自治振興区の状況

自治振興区	年齢構成別人口 (人)			人口計 (人)	高齢化率 (%)	世帯数 (戸)	生涯学習委託事業 (体育・スポーツ事業) 参加延べ人数 (人)	
	0～14 歳	15～64 歳	65歳～				26年度	27年度
庄原	799	3,401	1,932	6,132	31.5	2,709	2,635	1,328
高	124	663	584	1,371	42.6	489	989	1,201
本村	59	291	322	672	47.9	270	900	622
峰田	61	310	300	671	44.7	289	804	983
敷信	421	1,567	800	2,788	28.7	1,113	2,317	1,899
東	480	2,102	1,301	3,883	33.5	1,702	966	1,692
山内	132	812	787	1,731	45.5	737	985	1,177
北	104	686	610	1,400	43.6	598	1,201	1,283
西城	310	1,425	1,427	3,162	45.1	1,243	332	890
八銚	30	218	308	556	55.4	241	242	354
小奴可の里	96	544	584	1,224	47.7	512	239	487
田森	72	321	348	741	47.0	314	466	438
八幡	67	402	436	905	48.2	385	495	483
東城	526	2,150	1,577	4,253	37.1	1,927	161	328
帝釈	30	225	268	523	51.2	237	1,112	1,235
久代	41	205	229	475	48.2	204	472	242
新坂	14	82	137	233	58.8	119	1,474	1,514
口和	241	931	974	2,146	45.4	826	3,147	3,051
上高	146	562	559	1,267	44.1	448	142	260
下高	51	286	315	652	48.3	243	178	192
比和	106	650	750	1,506	49.8	631	441	523
総領	172	665	613	1,450	42.3	637	1,931	2,714
市合計	4,082	18,498	15,161	37,741	40.2	15,874	21,629	22,896

(人口及び世帯は平成27年10月1日現在、住民基本台帳)

(生涯学習委託事業は自治振興区へ委託しており、数値は生涯学習委託事業実績報告書より)

(4) 企業・大学等との連携

県内において、地方公共団体、学校、地域スポーツクラブ、大学、企業など、スポーツに関連した様々な団体があります。

特に、企業や大学には、優れたアスリートやスポーツ指導者が在籍するとともに、スポーツ施設や医学・歯学・生理学・心理学・力学をはじめ経営学や社会学等を含めたスポーツ医・科学に関する高度な知識などの人的・物的資源を有しています。

本市はこれまでも、レベルアップスポーツ教室等において、企業や大学などから県内外で活躍しているアスリートや指導者を招へいし、参加者への指導をはじめ、保護者やスポーツ団体の指導者を対象にした講習会を開催しており、引き続き、こうした企業や大学と連携を図り、指導者の派遣やスポーツ医・科学の情報の積極的な活用と、市民への情報提供に努めます。

(5) スポーツ情報の発信地

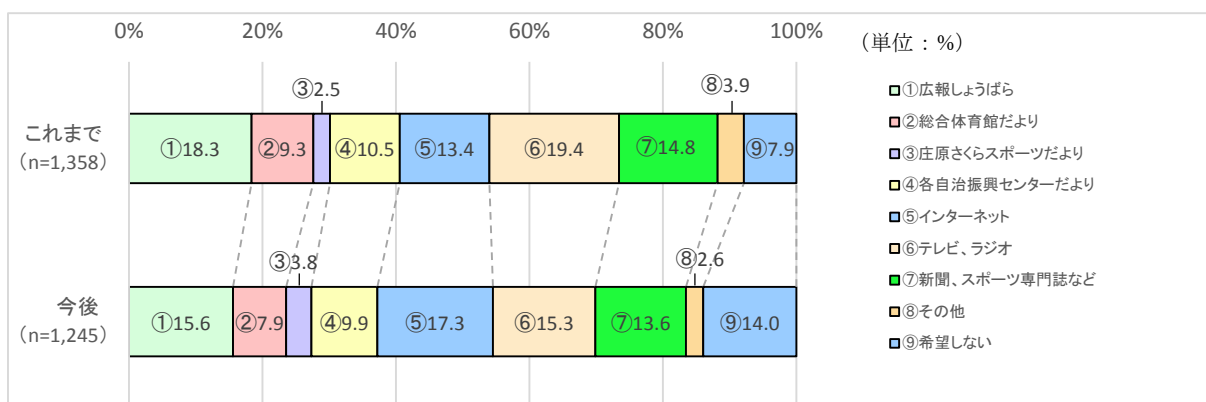
アンケート調査によると、「スポーツ情報を現在、あるいは今後どのような方法で得たいですか。」の問いに、約4割の方が「広報しようばら」「総合体育館だより」「庄原さくらスポーツだより」「各自治振興センターだより」などの広報誌と回答しており、また、約3割の方が「テレビ、ラジオ」あるいは「新聞、スポーツ専門誌」など、さらに約2割の方が「インターネット」と回答しています。

スポーツイベントや大会をはじめ、市内に現存する社会体育施設の情報を市民に幅広く周知、共有するため、市ホームページや毎月発行する「広報しようばら」などを中心に、多様な広報媒体を活用しながら、市民がスポーツに関心を持ち、スポーツに触れる機会につながる情報の提供を行います。

また、ホームページやイベントカレンダー、広報誌等を有効活用し、スポーツ教室・イベント等の最新情報の収集・発信に努めます。

あわせて、各施設が所有するスポーツ用具のデータ整理を行い、貸出利用が気軽にできるよう情報発信に努めます。

問. これまで、スポーツ情報をどのような方法で得ていますか。また、今後スポーツ情報をどのような方法で得たいですか。



(アンケート調査：設問 20-①②)

3 総合型地域スポーツクラブの展開

課題

- 総合型地域スポーツクラブへの新規会員の獲得に向けた取り組みが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブの新規設立に向けた取り組みが必要です。

取り組み方針

自主的・継続的なスポーツ活動の推進

- ◎ 総合型地域スポーツクラブを各地域に設立し、自主的・継続的なスポーツ活動の促進と、市内全域でのスポーツ推進を図ります。

今後の具体的施策

(1) 総合型地域スポーツクラブの全市への展開

平成 28 年 2 月に市内で 2 団体目となるスポーツクラブが設立されましたが、アンケート調査によると、9 割を超える方が、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」あるいは「全く知らない」と回答しています。

本市では、各支所単位のスポーツクラブの設立に向けて、各地域のスポーツ推進委員や各団体と連携しながら、住民意識の醸成と高揚を図り、それぞれの地域住民のニーズに合ったスポーツクラブの設立を目指しています。

そのため、スポーツと医療費や介護予防との関わりについての啓発活動をはじめ、地域コミュニティの創出に向けた PR 活動や、体験会を実施します。

< スポーツ基本計画【平成 24 年 3 月、文部科学省】(抜粋) >

- 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

《政策目標》

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

< 施策目標 >

1. 総合型クラブを中心とする地域スポーツクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担い、コミュニティの核となれるよう、地方公共団体の人口規模や高齢化、過疎化等に留意しつつ、各市区町村に少なくとも 1 つは総合型クラブが育成されることを目指す。
2. 総合型クラブがより自立的に運営することができるようにするため、運営面や指導面において周辺の地域スポーツクラブを支えることができる総合型クラ

ブ（拠点クラブ）を広域市町村圏（全国 300 箇所程度）を目安として育成する。

〈課題〉

国が策定したスポーツ振興基本計画（平成 12 年策定、平成 18 年改訂）では、全国の各市区町村において少なくとも 1 つは総合型クラブを育成することを目標に掲げているが、これが標準と受け止められ、複数の総合型クラブを育成できる市区町村でも 1 つしか育成されていない現状がある。

＜ 総合型地域スポーツクラブの特徴 ＞

- ・ 複数の種目のスポーツが用意されている。
- ・ 子供から高齢者まで、初心者からトップアスリートまで、全ての地域住民が参加して、地域が一体となり、自主的に運営できるクラブである。
- ・ 次の 6 項目をめざす
 - ①多種目 — 自分の好きな種目をいくつでも選んで楽しめる
 - ②一貫指導 — ジュニアからシニアまで一貫した方法で、高度な指導が得られる
 - ③多世代 — 年齢・性別を問わず生涯をとおして気軽にスポーツを楽しむ
 - ④スポーツ指導— クラブ会員が一堂に会してスポーツを楽しむ組織的事業
 - ⑤コミュニケーション
 - 地域の多くの人と接し友好の輪を広げる
 - ⑥拠点施設 — 地域のスポーツ施設を有効利用できる



（総領節分草スポーツクラブの活動）

(2) 既存の総合型地域スポーツクラブの育成

平成 18 年 2 月に「庄原さくらスポーツクラブ」、平成 28 年 2 月に「総領節分草スポーツクラブ」を設立し、その地域では子供から高齢者まで、多くの会員が集い、スポーツ教室で汗を流しています。

今後、現存するクラブがさらに活性化すれば、新たなクラブの設立にもつながっていくと考えます。

そのため、設立されたクラブには施設の活用をはじめ、市が主催する事業の業務委託、会員加入に向けた P R 活動など、積極的な連携・支援を行います。



(庄原さくらスポーツクラブの活動)

資料. 庄原さくらスポーツクラブ会員数の推移

年度	年齢別会員数 (人)						前年比 増減率 (%)
	未就学 児	小学生	中学生	高校生 ~69 歳	70 歳~	合計	
20	5	16	0	69	19	109	—
21	6	12	3	114	21	156	43.1
22	16	2	2	96	36	152	△ 2.6
23	9	2	0	82	43	136	△10.5
24	11	3	1	91	60	166	22.1
25	9	1	0	85	68	163	△ 1.8
26	15	2	0	82	89	188	15.3
27	9	0	0	79	90	178	△ 5.3

資料. 総領節分草スポーツクラブ会員数の推移

年度	年齢別会員数 (人)						前年比 増減率 (%)
	未就学 児	小学生	中学生	高校生 ~69 歳	70 歳~	合計	
28	2	27	14	31	19	93	—

(平成 28 年 9 月 1 日現在)

(平成 27 年 2 月設立により、平成 27 年度は会員募集を行っていない。)

4 競技力向上・ジュニアスポーツの推進

課題

- 指導者の養成や資質・能力の向上が必要です。
- 子供の運動意欲を高め、習慣化を図ることが必要です。
- 競技力向上に向けて、教室等の種目や内容、対象者拡大の検討が必要です。

取り組み方針

ジュニアスポーツ活動の支援とトップアスリートの育成

- ◎ 子供のスポーツへの参加、競技力向上など、ジュニアスポーツ活動を支援します。
- ◎ スポーツ活動を支える指導者やボランティアの育成、充実を図ります。

今後の具体的施策

(1) 子供の基礎的な体力向上の推進

子供の体力について、文部科学省が実施している「全国体力・運動能力調査」によると、本市では平成 13 年度から約 10 年間にわたり全国平均を上回る種目が増加傾向にあります。しかし、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると、基礎的な運動能力は依然として低い状況にあります。

子供の体力低下の原因については、生活の利便化などの生活環境の変化、睡眠や食生活など生活習慣の乱れなど様々な要因が絡み合い、子供が体を動かす機会が減少していると指摘されています。

本市では、平成 20 年度から「レベルアップスポーツ教室」、さらに平成 27 年度から、基礎的な運動能力である「走る」「跳ぶ」「投げる」に重点を置き、「庄原アスリート育成事業」を開催しており、アスリートの育成を推進しています。

引き続き、子供たちがスポーツに関心を高めるとともに、子供が自ら進んで体を動かし、スポーツの楽しさを実感できるよう、また習慣化できるよう力を入れていきます。



(庄原アスリート育成事業)

(2) 学校における体育・スポーツの推進

学校における体育活動は、心身ともに健康で豊かな生活を営むため、積極的な運動習慣づくりと、体力や運動能力の向上が欠かせません。

現行の学習指導要領において、小学校から高等学校までを見通し、発達段階を踏まえた指導内容が図られている中で、特に、体育科・保健体育科の授業では、身体づくり運動の充実、武道・ダンスの必修化、専門的な指導や発育発達段階に応じた多様な指導が行われています。

本市では、学校での授業づくりを充実させるとともに、県と連携しながら、指導者の養成や資質の向上、また、外部指導者（地域のスポーツ指導者）の積極的な活用を推進しています。

さらに、運動部活動は、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、体力の向上や健康の増進にも効果的な活動であるため、加入率を増やす必要があります。現在、中学校の加入率はほぼ横ばいで推移していますが、少子化などにより運動部活動の全体の生徒数が減少してきており、チーム競技等において、活動に支障をきたしている学校もあります。

生徒の運動部への参加機会を充実させるため、複数校による運動部活動の合同実施やシーズン制などによる複数種目の実施、総合型地域スポーツクラブ等との連携を図りながら、生徒のニーズにあった環境づくりを推進します。

(3) 学校体育と地域スポーツ活動との連携

近年、積極的にスポーツをする子供とそうでない子供の二極化が顕著になっています。

子供自身が体を動かすことの楽しさに触れ、進んで運動をするようになるためには、子供たちの生活の場である学校や地域において、スポーツの楽しさや喜びを味わえる活動を充実していくことが重要です。

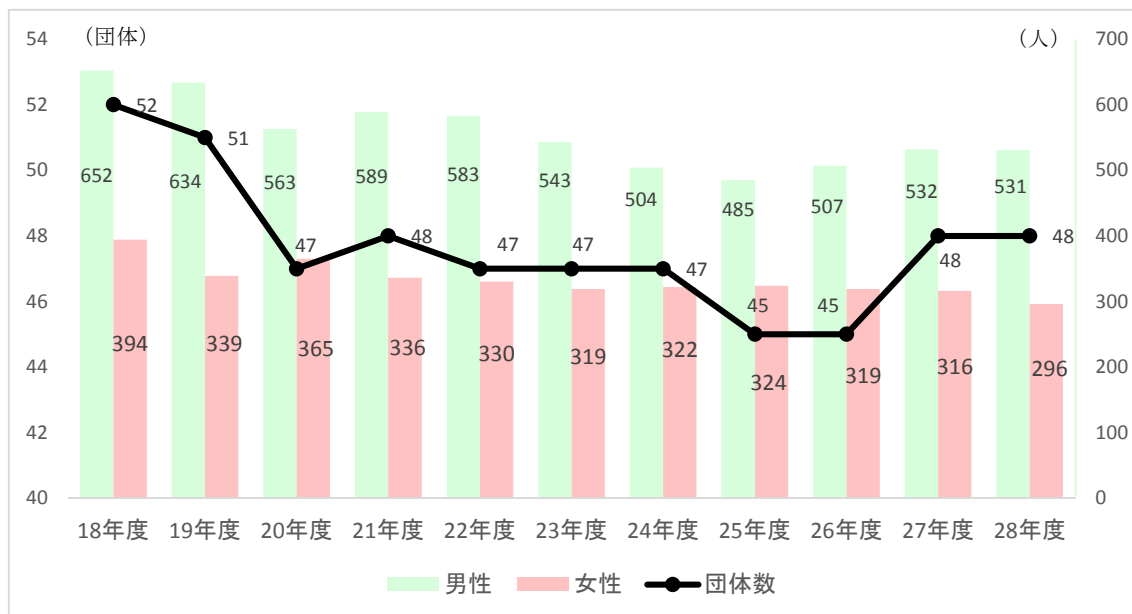
子供のスポーツに関する多様なニーズに応える取り組みを推進し、学校体育と地域スポーツ活動との連携の支援に取り組めます。

また、子供の多様なスポーツ活動が、学校の内外で効率的・効果的に行われるよう、学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などと連携し、指導力の向上や子供のスポーツ活動への参加機会の充実に向けて取り組めます。



(スポーツ少年団の活動)

資料. 庄原市スポーツ少年団登録団体数および登録団員数の推移



(4) 学校・家庭・地域のネットワークづくり

子供にとって、スポーツは生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たします。

子供たちに身体を動かした遊びや運動の習慣、望ましい生活習慣を身につけさせるためには、保護者のスポーツに対する関心や理解を深めることが不可欠であることから、保護者と一緒に気軽に参加できるイベントや教室などの開催に努めます。

また、積極的にスポーツを行わない子供がいることから、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるよう、学校や各スポーツ団体と連携を図り、市が主催する大会やイベント等の情報発信を行い、子供たちの積極的な参加を促進します。

(5) トップアスリートに学び、教わる

世界などの舞台上で活躍しているトップアスリートは、地域スポーツや学校の体育活動など、幼少期から地域におけるスポーツ活動の中で意欲や態度、技術や体力などが育まれ、たゆまぬ努力により、その才能を開花してきました。

そのアスリートが持つ技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを生徒たちが直接、見て、聞いて、感じて一緒に学ぶ機会は大変貴重です。

子供たちのスポーツ意欲や実践力の向上、スポーツ全般の活性化が図られ、スポーツ人口の裾野の拡大や、新たな次世代アスリートの発掘・育成につながります。

今後も、各種目におけるトップアスリートを招へいし、豊かな経験と卓越した技術の指導の充実に向けて取り組みます。

(6) 全国大会出場者の壮行式開催と支援

予選大会を上位成績で通過し、広島県代表として全国大会などへ出場する選手を広く市民に周知し、代表選手としての活躍を願い、激励の壮行式を開催します。

また、庄原市代表として、広島県大会等で上位入賞された場合は、その活躍を広く市民へ周知するとともに、「チーム庄原」として、郷土の選手たちがより意欲的に活動できるよう支援します。



(全国大会等出場者壮行式)



(金藤理絵選手金メダル祝賀行事)

(7) スポーツ活動を支える指導者、ボランティアの育成・充実

地域では、スポーツ活動の中心となる指導者の不足や高齢化が課題となっています。

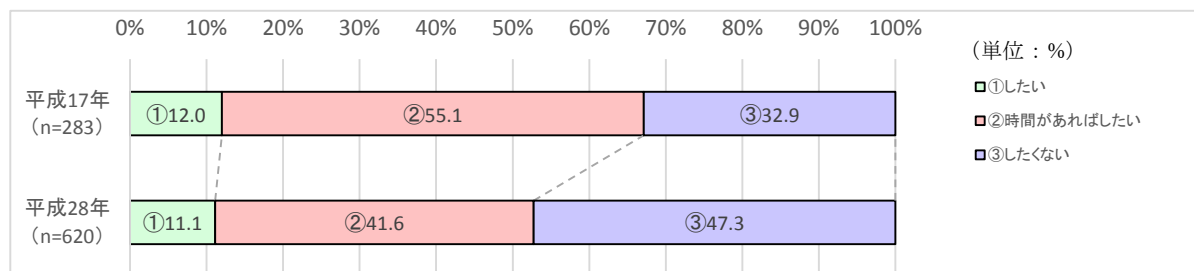
また、様々な指導者の資格がある一方で、地域住民や総合型地域スポーツクラブなどが求める種目や活動地域などのニーズが必ずしもマッチしたものとはなっていない現状があります。

アンケート調査によると、「今後、各種スポーツイベントの補助やスポーツ指導などスポーツに関わるボランティアをしたいと思いますか。」の問いに、約5割の方が「したい」あるいは「時間があればしたい」と回答している一方で、前回調査と比較すると、「したくない」と回答した方が増加しています。

このことを踏まえ、各スポーツ団体などの有資格者と連携しながら、地域住民のニーズに応じて、指導者を確保していくとともに、スポーツ推進委員が中心となり、地域におけるスポーツ活動を支え、その核になる人材の育成、支援に取り組みます。

さらに、スポーツを楽しむためには、企画・運営などの支援を行うスタッフやスポーツボランティアの浸透を図っていきます。

問. 今後、各種スポーツイベントの補助やスポーツ指導などスポーツに関わるボランティアをしたいと思いますか。



(アンケート調査：設問 27-①②)

5 障害者スポーツの支援

課題

- 障害者スポーツの普及、促進の取り組みが必要です。
- 障害者スポーツの指導者やボランティアの養成、確保に向けた取り組みが必要です。

取り組み方針

環境整備と指導者の育成

- ◎ 障害のある方が安心してスポーツを楽しむことができる環境を整備します。
- ◎ 障害者スポーツの指導者やボランティアの育成に努めます。

今後の具体的施策

(1) 障害者スポーツの推進

スポーツ基本法第2条第5項に「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツが行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と規定されています。

障害のある方の年齢や障害の種類、程度に関わらず、生活の中でスポーツを楽しむことができるようにするため、身近な地域で障害がある人もない人も、ともにスポーツを楽しむことができる機会を増やすよう取り組みます。

また、気軽に参加できるスポーツの紹介や、いつ、どこで、どのようなスポーツが行えるかなどの情報発信を行い、スポーツに参加する機会の向上を図ります。

さらに、各関係団体と連携し、市内を拠点とした教室やイベントの開催など、身近な地域で気軽にスポーツができる環境を提供し、障害者スポーツの普及と推進を図ります。



(障害者スポーツ大会)

(2) 指導者やボランティアの育成

身近な地域で継続したスポーツ活動の機会を確保するため、継続的かつ計画的に障害者スポーツ指導員やボランティアなどの人材育成を図ります。

本市では、平成 27 年度から庄原市スポーツ推進委員会を中心に、講習会や研修会を受講し、地域での障害者スポーツ活動を支援しています。

引き続き、各関係機関と連携し、県内で行われる講習会等に積極的に参加を促し、知識・実践力を有する人材の育成に努め、障害者スポーツの普及・促進を図ります。

資料. 障害者スポーツ指導員やボランティア研修会等の受講実績 (平成 27・28 年度)

講習会等	受講者数
障がい者スポーツ指導員（初級）養成講習会 主催：広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター	5名
障害者地域スポーツ支援ボランティア養成研修会 主催：広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター	5名



(障害者スポーツ体験会)



V 資料

1 策定経過

- 平成 23 年 6 月 国において『スポーツ基本法』の制定
- 平成 24 年 3 月 国において『スポーツ基本計画』の策定
- 平成 28 年 2 月 『第 2 期庄原市長期総合計画』の策定
- 3 月 『庄原市教育振興基本計画』の策定
- 5 月 31 日 第 1 回庄原市スポーツ推進審議会において、計画策定の説明
- 6 月 8 日から 6 月 24 日まで
市民アンケート調査票の発送及び回答
- 6 月 27 日から 7 月 22 日まで
市民アンケート調査分析・集計作業
- 7 月 27 日 関係団体との意見交換会（15 団体）
- 9 月 15 日 教育行政推進調整会議において、計画骨子の説明、協議
- 11 月 17 日 教育行政推進調整会議において、計画素案の説明、協議
- 11 月 22 日 第 2 回庄原市スポーツ推進審議会において、計画素案の説明、協議
- 12 月 14 日 教育行政推進調整会議において、計画（案）の説明、協議
- 12 月 22 日 庄原市教育委員会において、計画（案）の説明、協議
- 平成 29 年 1 月 7 日から 1 月 23 日まで
パブリックコメントを募集
- 2 月 27 日 第 3 回庄原市スポーツ推進審議会において、計画（案）の説明、協議
- 3 月 2 日 教育行政推進調整会議において、計画（案）の説明、協議
- 3 月 10 日 庄原市教育委員会において、計画（案）の提案

2 用語解説

※1 第2期庄原市長期総合計画

平成28年2月策定。庄原市の基本構想・基本計画・実施計画。基本構想は、まちづくりの基本理念や庄原市の将来像、将来像を実現のための分野別の基本政策および基本施策の方向などを示す。基本計画は、基本政策を実現するための基本施策および具体的施策の概要や目標数値などを示す。実施計画は、基本構想や基本計画で定めた施策の方向性に沿って、年度ごとの具体的な事業計画を示す。

※2 庄原市教育振興基本計画

平成28年3月策定。教育振興に関する基本計画。教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」。基本理念及び基本目標などについては、平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知(26文科初第490号)に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年度法律第76号)第1条の3に規定する「大綱」に位置づける。

※3 スポーツ基本法

平成23年6月、従前の「スポーツ振興法」を全部改正して制定され、スポーツに関し基本理念を定め、国、地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本を定めることにより、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するためのスポーツの推進を目的とする。

※4 スポーツ基本法(基本理念)

- ① スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ② 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③ 地域を通じて、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- ⑥ 我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。)が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進

- ⑦ スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧ スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

※5 スポーツ基本計画

「スポーツ基本法」に基づき、国が目指すスポーツ推進に関する基本的な計画。平成 23 年度、「スポーツ基本法」を踏まえ、平成 24 年 3 月に新たに「スポーツ基本計画」が国において策定された。

※6 スポーツ基本法第 10 条「地方スポーツ推進計画」(抜粋)

都道府県及び市町村教育委員会はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

※7 ニュースポーツ

新しく考案された、あるいは、新しく日本に紹介されたスポーツの総称。競技性よりも、誰でも参加できることを目的とされることが多い。

本市では、グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール、ミニテニスなど多数の種目を実施している。

※8 庄原市スポーツ推進委員

スポーツ基本法第 32 条によって市町が委嘱する非常勤特別職で、各地域におけるスポーツ推進の中心的な役割並びに、スポーツに関する助言及び指導やスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整の任務を担っている。スポーツに関する各種教室での指導や各種大会等の企画・運営など幅広く活躍している。また、ニュースポーツの普及や総合型地域スポーツクラブにおけるコーディネーター役など、住民と行政を結ぶ橋渡しの役割が求められてきており、力量を高めるため、各種研修会が積極的に開催されている。

※9 ジュニアスポーツ

この計画における「ジュニアスポーツ」とは、おおむね幼児から高校生までの、成長に応じたスポーツ推進の対象としての、地域や学校におけるスポーツ活動の総称。

※10 トップアスリート

一流の選手。「アスリート」は特に陸上・水泳・球技選手に使われるが、ここでは運動選手全般をいう。

庄原市スポーツ推進審議会委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名	所属等
1	会 長	東 泰 治	学識経験者
2	副会長	高 原 賢 一	地域代表
3	委 員	三 吉 和 宏	地域代表
4	委 員	池 田 久 江	地域代表
5	委 員	高 根 貴 美	地域代表
6	委 員	岩 本 恵美子	地域代表
7	委 員	森 多 珠 代	地域代表
8	委 員	上 瀧 吹 枝	地域代表
9	委 員	上 尾 達 也	団体代表 (庄原市スポーツ少年団本部)
10	委 員	山 田 佑 子	団体代表 (庄原市地域女性団体連絡協議会)
11	委 員	渡 辺 博 司	団体代表 (庄原市老人クラブ連合会)
12	委 員	池 田 周 三	団体代表 (庄原市少年少女スポーツ振興会)
13	委 員	松 木 茂 穂	団体代表 (庄原市体育協会)
14	委 員	波 多 伸 樹	団体代表 (庄原市体育協会)
15	委 員	岩 本 光 雄	団体代表 (庄原市体育協会)



(レベルアップスポーツ教室)

(設置)

第1条 本市におけるスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、庄原市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、庄原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問等に応じて次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に建議する。

- (1) 法第35条に規定する事項
- (2) 法第10条第1項の規定による庄原市スポーツ推進計画に関する事項
- (3) スポーツの推進に関する重要事項
- (4) 本市の体育施設の運営に関する事項
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

3 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱又は任命を解くことができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは退任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員及び会議に関係のある臨時委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成23年10月3日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(庄原市スポーツ振興審議会委員に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の庄原市スポーツ振興審議会設置条例の規定により委嘱又は任命されている庄原市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の庄原市スポーツ推進審議会設置条例の規定により委嘱又は任命されている庄原市スポーツ推進審議会の委員とみなす。



第2期庄原市スポーツ推進計画【前期計画】

発行：庄原市教育委員会

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話：0824-73-1196 FAX：0824-73-1254

市 HP：<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>

Eメール：shobara@city.shobara.lg.jp

